
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 584 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 584 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 17 日開催）において、純損益を通じて公正価値で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な事項）

2. 個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する事務局の分析自体にコメントはない。
3. 個別に定めを設ける候補となる金融商品に関するこれまでの分析内容を踏まえると、現行の組込デリバティブの区分処理に関する定めは、取引の実態に即したものとなっていない可能性があるかと再認識した。

（国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等に関する事項）

個別の定めを設けるかどうかについて

4. 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す契約条件（以下「ベイルイン条項」という。）が適用される状況が発生する可能性が極めて稀であるかどうかはケースバイケースであり、真正ではないものとみなすことによる影響は大きいと考えられることから、慎重に検討する必要があると考える。
5. IFRS 会計基準と同様の取扱いを採用したい企業の観点からは、個別の定めを設けつつ、ガイダンスを提供することが有用な選択肢になると考える。

その他

6. ベイルイン条項が付された金融商品は一定程度に存在していると考えられるが、IFRS 会計基準における取扱いについて確認したい。

7. 財務諸表利用者の観点から、ベイルイン条項が付された金融商品は急激に価値が毀損する可能性があるリスクが高い商品であるため、どのような取扱いが望ましいかについて、今後の議論を踏まえて考えたい。
8. 金融危機時のような市場におけるデフォルト・リスクが全般的に高まるような大きな状況変化が生じた場合に、契約上のキャッシュ・フローの特性が真正であるかどうかの判断を柔軟に見直すことができるかどうかについて、現時点の事務局の考えを確認したい。

(債券と同様に取り扱われる種類株式に関する事項)

9. フェーズ 1 は、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域を対象としていると理解している。審議事項(5)-2 第 56 項の種類株式については、当該考え方に照らして、フェーズ 2 の検討としたとの理解でよいか確認したい。

以 上